

けんこう 健口キッズ



8月に実施した3歳6か月児健診で、むし歯が1本もなかったお子さんたちです。



Kunimi's Baby

国見町で生まれた赤ちゃんです！

きむら そよ
木村 想与 ちゃん (R6.5.19生)

【名前の由来】

想いやりがあり、まわりに優しさを与えられるような人になりますように

【ご家族からのメッセージ】

すくすく育ててね！！



子育てインフォメーション

2歳児相談会

- 日 時 10月5日(土) 午前9時30分～午前11時30分
- 受 付 午前9時20分～午前9時30分
- 会 場 観月台文化センター 第1和室
- 対象者 令和3年8月1日から令和4年8月31日生まれ
※令和6年度に1歳6か月健診、3歳6か月健診の対象とならないお子さま
- 内 容 発達や子育てに関する講話、身体計測、歯科指導、栄養相談、発達相談など

※事前申込制、対象者には個別にお知らせします

3歳6か月児健診

- 日 時 11月7日(日) 午後1時45分～午後4時ごろ
- 受 付 午後1時30分～午後1時45分
- 会 場 森江野町民センター
- 対象者 令和3年2月1日から令和3年5月20日生まれ

里親入門講座

- 第1回 日時 10月22日(火) 午前10時～午前11時30分
会場 二本松市役所安達支所 1階 会議室
- 第2回 日時 10月25日(金) 午前10時～午前11時30分
会場 福島市保健福祉センター 5階 大会議室
- 内 容 里親制度の説明及び里親体験談
- 主催・問い合わせ 福島県中央児童相談所 ☎534-5101

ニコニコ相談会

- 日 時 11月13日(火) 午前10時～午前11時30分
- 会 場 子育て支援センター(藤田保育所内)
- 対象者 国見町在住の妊婦、国見町在住の乳児及び保護者
- 持ち物 母子健康手帳、子どもの飲み物
- 申込み 前日までに福祉課子育て支援係または藤田保育所(☎585-2374)へ連絡

子育て情報
をお届け！

今月の対象は

出産まで 新生児 乳幼児 小・中学生

☎こども家庭センター(福祉課子育て支援係内) ☎585-2179

10月1日から児童手当が拡充します！

児童手当は、子育て家庭への経済的な支援を目的とした制度です。令和6年10月1日より制度改正され、以下のように変更となります。

POINT 01 対象児童の年齢拡大

支給対象児童が中学校修了(15歳到達後の最初の年度末まで)から高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)に拡大されます

POINT 02 所得制限なし

所得制限が撤廃され、所得に関係なく支給されます

POINT 03 第3子以降の支給額増加

多子加算(第3子以降の児童)の支給額が月額1万5千円から3万円になります

POINT 04 支払い月の変更

支給回数が年3回から年6回(偶数月)になります
※拡大後の初回支給は令和6年12月です

変更前比較

	現状(旧)		変更(新)(金額は月額)	
0～2歳	1万5000円		1万5000円	第3子以降 3万円
3歳～小学生	1万円	第3子以降 1万5000円	1万円	
中学生	1万円		1万円	
高校生	なし		1万円	なし
所得制限	あり		なし	
多子加算の カウント対象者	18歳年度末までの子		親などの経済的負担がある 22歳年度末までの子	
支払期月	3回(2月、6月、10月) 各前月までの4ヶ月分を支払		6回(偶数月) 各前月までの2ヶ月分を支払	

※子どもの人数カウントには年齢制限があります。
●カウント対象年齢
19歳年度末～22歳年度末まで
(児童手当の支給はありません)

申請が必要な方

- 高校生年代の子のみを養育している方
- 所得上限限度額超過により手当を受給していない方
- 児童手当・特例給付を受給していて、新たに多子加算のカウント対象の22歳年度末まで(大学生年代)の子がいる方(例)中学生以下の子が2人いるが、さらに大学生年代の子もいる

申請が不要な方

- 児童手当・特例給付を受給していて、多子加算のカウント対象の22歳年度末まで(大学生年代)の子がいない方(例)①中学生の子が1人と大学生年代の子が1人いる場合
②高校生年代の子がいて、すでに下の子で児童手当・特例給付を受給中の場合

児童手当を受給している方または新しく申請が必要な方には個別にお知らせします